

【提案項目】

土地の境界を明確にする地籍調査事業は、大規模災害後の早期復興に大きく寄与することから、より一層の事業促進を図るため、次の措置を講じること。

- 1 地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げ
地籍調査事業の推進と地方の負担軽減を図る観点から、地籍調査費負担金の国費負担割合の引上げを行うこと。
- 2 調査の委託制度の更なる拡充
地籍調査を実施するに当たり、業務を担当する職員の不足等が事業進捗の妨げになっていることから、委託制度を更に拡充し負担軽減を図ること。

【提案理由等】

土地の境界を明確にする本事業は地震や津波等による被災後の復興に有効なことから、その必要性がますます高まっており、本県においてもより一層の事業促進を図る必要がある。

- 1 県や市町村は厳しい財政状況が続いており本事業費の増額や確保は困難となっている。現在、地籍調査事業の経費の負担割合は国1/2、県1/4、市町村1/4となっているが、一層の事業促進を図るためにも、県及び市町村が負担する割合「県1/4、市町村1/4」を軽減する見直しが必要である。
- 2 また、地籍調査を円滑に進めるため、平成22年3月に国土調査法の一部改正により調査や測量を一括委託できる制度が創設され活用しやすくなったが、更に制度の範囲を検査等へも広げることで、県及び市町村の人的負担軽減を図ることが必要である。